

今回のテーマ：監督署の調査が増えている！？

Q. 労働基準監督署の調査が増えていると聞きました。もし、調査があった場合、どのように対応すればいいのでしょうか？

A. 最近、コロナ明けなのでしょうか、労働基準監督署の調査を受けたという話をよくお聞きします。

まず、労働基準監督署の立ち入り調査は、臨検監督と言われます。労働基準法第101条によると「労働基準監督官は、事業場、寄宿舍その他の附属建設物に臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行うことができる。」と立ち入り調査をする権限を与えています。そして、この臨検の際に、法違反を指摘するのが「是正勧告」といわれるものです。是正勧告とは、労働基準監督官が労働基準法違反に該当すると指摘した点につき勧告することにより、事業主の是正を促す、ものです。

いま、やはり調査対象になりやすいのは、働き方改革関連法への対応が出来ているか？です。具体的には、年次有給休暇の5日取得義務付けを行えているか？年休管理簿を備え付けているか？です。そして、あとは長時間労働是正。労働時間管理を正しく行っているか？36協定を遵守できているか？労働時間に見合う割増賃金を支払っているのか？などが調査でみられるポイントです。

働き方改革関連法への対応が求められる！

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問
糺谷社会保険労務士事務所 代表 糺谷 博和
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205
湖東ビル 2階 2-2号室
TEL 077-518-1960
FAX 077-586-7481
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp
HP <http://www.office-kojitani.com/>



・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

執筆者プロフィール

滋賀県内外約500社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。

日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！